

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第5条の規定に基づき、長野県（以下「県」という。）が認証する評価機関に対する認証の基準（以下「認証基準」という。）を定めることにより、第三者評価事業の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

(認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを自ら提供していないこと。
- (3) 第11条の規定により認証を取り消された法人（当該取り消しの日前3月以内に当該法人の代表者や理事、役員であった者が代表者や理事、役員である法人を含む。）については、その取り消しの日から県が長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会（以下「分科会」という。）の意見を聴いて定める期間を経過していること。
- (4) 福祉サービス事業者及びそれを経営する者が、当該評価機関を構成する会員等のうち半数を超えている場合には、原則として会員等になっている福祉サービス事業者の評価は実施しないこと。ただし、当該評価機関が、第三者からなる委員会を設置し、評価結果を決定するに当たっては、評価結果について、あらかじめ同委員会の承認を得る場合には、この限りではない。

この場合において、同委員会の委員は、次に掲げる者であって、それぞれ2人以上の概ね同数によって構成され、同委員会を設置する評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が含まれていないこと。

 - ア 福祉・医療・保健の直接業務経験者
 - イ 組織運営管理業務経験者又はコンサルタント関係機関等で経営相談業務の経験者
 - ウ 福祉・医療・保健分野の学識経験者
 - エ 経営分野の学識経験者（公認会計士、税理士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者を含む。）
- (5) 評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと。

- (6) 評価機関が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと。
- (7) 評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者の評価を行わないこと。
- (8) 評価機関は、評価契約日から3年間は評価を実施した福祉サービス事業者の事業に関係しないこと。
- (9) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者が3人以上所属していること。また、その評価調査者は、次に掲げる者をもって構成すること。
- ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- イ 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (10) 前号の評価調査者は、県又は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者で、かつ県が公表する評価調査者名簿に登載されている者であること。
- (11) 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を評価調査者に絶えず所持させ、福祉サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示すること。
- (12) 評価機関は、所属する評価調査者に、評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと。
- (13) 評価機関は、所属する評価調査者に、評価調査者自らが業務等で関係する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと。
- (14) 一件の評価は、2人以上の評価調査者がチームを組んで実施すること。
- (15) 評価機関は、県が定める評価手法、評価項目等をすべて取り込んで評価を行うこと。
なお、評価機関は、独自の評価手法、評価項目等を設定できるものとする。
- (16) 評価機関は、評価を実施した評価調査者、評価手順、県が定める評価項目の評価結果等について、県の定める様式を用いて報告すること。

(17) 評価機関は、県に報告した前号の評価結果等の内容のうち県が定めるものを独立行政法人福祉医療機構が有する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」（以下「WAM NET」という。）に掲載して公表すること。

(18) 次の事項を整備し、開示すること。

ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者の氏名（非公開も可）、評価調査者養成研修了者番号、資格、主な経歴（評価調査者の氏名が非公開も可のため、他の情報と照合することにより当該評価調査者を識別することができないように匿名化することも可）、現職（評価調査者の氏名が非公開も可のため、他の情報と照合することにより当該評価調査者を識別することができないように匿名化することも可）、担当分野（福祉サービス分野、組織運営管理分野）、対応可能な評価分野（サービス種別）、継続研修受講歴、所属形態（主たる所属評価調査者又は従たる所属評価調査者の別、従たる所属評価調査者の場合は主たる所属評価機関名）、評価の実績件数）

イ 事業内容（組織、運営、会計、評価を実施するサービス種別を含む。）等に関する規程

ウ 標準的な評価手順に関する規程

エ 倫理規程（守秘義務に関する規程を含む。）

オ 料金表

カ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置

キ 評価事業の実績

ク 第4号に規定する委員会を設置する場合は、同委員会の委員一覧（委員の氏名、同号ア、イ、ウ若しくはエに関する資格又は主な経歴及び現職。）

(19)の1 評価機関は、福祉サービス事業者と評価契約を締結した場合は、当該年度における当該月末日現在の契約状況を評価契約締結報告書により、翌月の10日までに県に報告すること。

(20) 評価機関は、当該年度終了後速やかに実施状況報告書を県に提出すること。

(21) 前号の実施状況報告書について、県が必要に応じ公表することを承諾すること。

(22) 第三者評価事業の向上又は適正な実施を目的として県が行う調査等に協力すること。

(23) 評価機関は、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、その認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係

施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあつては、当該評価機関に所属する主たる所属評価調査者が県又は全国社会福祉協議会が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、現に有効な認証期限の前1年以内に、当該更新時研修を必ず受講すること。

(認証の申請)

第3条 認証の申請は、申請書に必要な書類を添付して行う。

2 県は、前項の申請を随時受付けるものとする。ただし、認証の申請を行う法人が、評価調査者養成研修の修了をもって当該法人を主たる所属とする評価調査者を3人以上確保する場合は、別に受付期間を定めるものとする。

2項・・・追加(平成18年3月2日)

(認証)

第4条 県は、第2条に規定する認証基準に基づく審査を行い、その要件をすべて満たしている場合には、評価機関を認証する。認証に当たっては、あらかじめ分科会の意見を聴かなければならない。

(認証の通知)

第5条 県は、評価機関を認証したときは、申請のあった法人に福祉サービス第三者評価機関認証通知書を交付する。

2 県は、評価機関を認証しないときは、申請のあった法人に福祉サービス第三者評価機関不認証通知書を交付する。

(認証の有効期限)

第6条 認証の有効期限は3年間とする。

(変更の届出)

第7条 第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から1月以内に、認証時申請内容変更届に必要な書類を添付し、変更内容を県に届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は、認証後に、評価事業を廃止しようとするとき又は認証を辞退しようとするときは、速やかに福祉サービス第三者評価機関認証辞退届を県に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 県は、認証基準等が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、評価機関に対し、必要な報告を求め、又は調査を行うことができる。

(改善命令)

第10条 県は、評価機関が、認証基準等が遵守されておらず、又は当該評価機関の運営が適正を欠くと認められるに至ったときは、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 県は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を県ホームページ上で公表することができる。

(認証の取消)

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。なお、認証を取り消すときは、あらかじめ分科会の意見を聴かななければならない。

(1) 第9条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前条の命令に従わない場合

(3) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合

(4) 原則として過去3年間、評価実績がない場合

(5) 第7条の規定による書類の提出を怠り、若しくは虚偽の提出をした場合

(6) 認証した評価機関が、不正の手段により第4条の認証を受けた場合

(7) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合

2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書を交付する。

(認証した評価機関等の公表)

第12条 県は、第4条の規定に基づき評価機関を認証したときは、県ホームページで公表するとともに、当該評価機関の詳細情報をWAM NETに掲載する。

2 県は、前条の規定に基づき評価機関の認証を取り消したときは、県ホームページで公表するとともに、WAM NETに掲載の当該評価機関の情報を削除する。

(申請書等の様式)

第13条 この要領で定める申請書等の様式は、別に定める。

(補足)

第14条 この要領で定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、細則に定める。

第15条 この要領及び細則に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項がある場合は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月2日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。